

議第 3 1 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 専第 9 号 土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

専第9号

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月7日専決

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市条例第 13 号

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

土岐市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 31 年土岐市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。